

公共施設(集会施設)の減額使用料を改定します

市の厳しい財政状況の中、公共施設の維持管理経費が大きな負担となっていることや平成18年度の利用料改定から相当の期間が経過していることなどから、行財政改革の一環として、平成28年4月1日以降の公共施設(集会施設)の使用に係る減額使用料を改定します。

▶料金改定の例

施設名	室名	使用料区分		午前		午後		夜間		全日	
				使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料
登別温泉ふれあいセンター	多目的ホール	通常	現行	700	1,000	900	1,200	900	1,200	2,300	3,200
		減額	現行	250	550	300	600	300	600	700	1,600
			改定後	350	650	450	750	450	750	1,150	2,050
鉄南ふれあいセンター	和室1号	通常	現行	400	500	600	700	600	700	1,500	1,800
		減額	現行	150	250	200	300	200	300	450	750
			改定後	200	300	300	400	300	400	750	1,050
美園児童センター	1号室	通常	現行	800	1,000	1,100	1,400	1,100	1,400	2,900	3,600
		減額	現行	250	450	350	650	350	650	900	1,600
			改定後	400	600	550	850	550	850	1,450	2,150
しんた21	多目的ホール	通常	現行	2,800	3,200	3,700	4,300	2,800	3,200	9,000	10,600
		減額	現行	850	1,250	1,100	1,700	850	1,250	1,850	3,450
			改定後	1,400	1,800	1,850	2,450	1,400	1,800	4,500	6,100
労働福祉センター	サークル室	通常	現行	400	500	500	600	500	600	1,300	1,600
		減額	現行	150	250	150	250	150	250	400	700
			改定後	200	300	250	350	250	350	650	950
婦人センター	和室第1号	通常	現行	200	300	300	400	300	400	700	1,100
		減額	現行	100	200	100	200	100	200	250	650
			改定後	100	200	150	250	150	250	350	750
市民会館	サークル活動室	通常	現行	900	1,000	1,200	1,400	1,200	1,400	3,200	3,600
		減額	現行	300	400	400	600	400	600	1,000	1,400
			改定後	450	550	600	800	600	800	1,600	2,000
鷺別公民館	研修室	通常	現行	1,000	1,200	1,300	1,500	1,300	1,500	3,400	4,100
		減額	現行	300	500	400	600	400	600	1,050	1,750
			改定後	500	700	650	850	650	850	1,700	2,400
登別公民館	1号室	通常	現行	600	1,200	700	1,500	700	1,500	1,900	4,300
		減額	現行	200	800	250	1,050	250	1,050	600	3,000
			改定後	300	900	350	1,150	350	1,150	950	3,350
登別温泉公民館	1号和室	通常	現行	200	400	300	500	300	500	800	1,300
		減額	現行	100	300	100	300	100	300	250	750
			改定後	100	300	150	350	150	350	400	900
カント・レラ	研修室	通常	現行	1,100	1,600	1,500	2,200	-	-	2,400	3,800
		減額	現行	350	850	450	1,150	-	-	750	2,150
			改定後	550	1,050	750	1,450	-	-	1,200	2,600

※料金は使用する部屋などによって異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

▶問い合わせ 登別温泉ふれあいセンター(登別温泉支所・☎842068)、鉄南ふれあいセンター(☎2966)、児童館(子育てグループ・☎5634)、しんた21(健康推進グループ・☎0100)、労働福祉センター(☎5044)、婦人センター(登別支所・☎831131)、市民会館(☎881139)、鷺別公民館(☎868823)、登別公民館(登別支所・☎831131)、登別温泉公民館(登別温泉支所・☎842068)、カント・レラ(社会教育グループ・☎881129)

「問い合わせ」中の「G」は「グループ」の略です

胆振から日本を元気に!

各種無料相談・出張相談を承ります。

- 震災・原発関連 ●相続・遺言 ●交通事故
- 離婚・養育費・慰謝料 ●消費者被害(悪徳商法)
- 消費者金融・信販会社・銀行等からの借入金の整理 など

北海道みらい法律事務所 弁護士 増川 拓 (札幌弁護士会)

相談は要予約 ☎0143-83-4131

室蘭市東町2-27-4 セミナービル3階(東室蘭駅東口より徒歩1分・東室蘭郵便局となり) **P有**

<http://www.hokkaido-mirai.com/>

あなたの土地は大丈夫? 境界標は入っていますか?

土地家屋調査士は、法律に基づいて境界標を埋設します。土地の境界測量及び、土地・建物の登記に関する事

相談窓口、それが土地家屋調査士です。

最寄の土地家屋調査士事務所に気軽にご相談ください。

札幌土地家屋調査士会室蘭支部
〒052-0021 伊達市末永町58番地 TEL・FAX 0142-23-2331
<http://www5.ocn.ne.jp/~chosashi/>

札幌土地家屋調査士会
TEL.011-271-4593

日本土地家屋調査士連合会